

福井県工事検査規程等公表文書の閲覧に関する要領

制定	平成16年	6月	1日
改正	平成17年	4月	1日
改正	平成18年	1月16日	
改正	平成18年	7月	1日
改正	平成20年	4月	1日
改正	平成21年	4月	1日
改正	平成21年	7月	1日
改正	平成22年	4月	1日
改正	令和元年	6月	1日
改正	令和2年	4月	1日

(目的)

第1条 この要領は、福井県工事検査規程、福井県工事検査要綱、工事成績評定要領、福井県工事検査基準、工事成績採点基準、委託業務等成績評定要領、工事成績表および委託業務評定結果表（以下「公表文書」という。）の閲覧に供する方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 公表文書の閲覧は、閲覧所を設けて閲覧に供する方法によるものとする。

2 閲覧所は、別表のとおりとする。

3 公表事項のうち福井県工事検査規程、福井県工事検査要綱、工事成績評定要領、福井県工事検査基準、工事成績採点基準および委託業務等成績評定要領については、第1項の方法によるほか、インターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとする。

(閲覧時間)

第3条 公表文書の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

(閲覧所の定期休日)

第4条 閲覧所の定期休日は、福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項に掲げる日とする。

(閲覧時間の変更等)

第5条 前2条の規定にかかわらず、公表文書の整理その他必要がある場合には、閲覧時間を変更し、または臨時に休日を設けることができる。この場合において、工事検査課長は、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の手続き)

第6条 閲覧をしようとする者は、閲覧申出書（別紙様式）に閲覧しようとする

公表文書の件名、その者の住所、氏名および勤務先その他必要な事項を記入して閲覧するものとする。

2 公表文書の閲覧は、無料とする。

(公表文書の持出しの禁止)

第7条 公表文書は、これを閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止または禁止)

第8条 工事検査課長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、または禁止することができる。

- (1) この要領または職員の指示に従わない者
- (2) 公表文書を汚損し、もしくはき損し、またはそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、またはそのおそれがあると認められる者